

こちら“企業の労働110番”です



(一社) 名北労働基準協会 労働保険部
特定社会保険労務士 大西 真由美

員より、雇用保険の被保険者の取得手続きをする予定ですと相談がありました。その社員の労働時間は、週10時間であるため被保険者にならないと思うのだが、どうした

昨夜降った雪が屋根に薄っすら残る寒い日の午前、「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある喫茶店のマスターでした。「当店の66歳パート社

雇用保険マルチジョブホルダー制度新設に伴う事業所の対応

ができるようになりまして。①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
②2つの事業所（1つの事業所における1週間

が、令和4年1月1日より、雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設され、労働者が次の要件をすべて満たし、かつ本人の希望により、ハローワークへ原則、本人が申出て雇用保険の被保険者となること

ら良いか分からないので、教えて頂きたい」とのご相談でした。従来の雇用保険の制度は、労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の要件を満たす場合に適用されてきました



給付や介護休業給付、教育訓練給付等も対象になり要件を満たした場合に給付を受けることができ

年齢被保険者)となること
が、加入後は、通常の雇用保険の被保険者と同様に任意脱退はできません。

の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
③2つの事業所のそれぞれ雇用見込みが31日以上であること。
であり、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年

また、他にも育児休業給付や介護休業給付、教育訓練給付等も対象になり要件を満たした場合に給付を受けることができ

御社の場合は、個人事業主であり労働者もパート社員2名の為、今まで労働保険は労災のみ加入でしたが、今後その方が被保険者になりますので雇用保険の成立手続きを

片方のみ離職し基本手当を受ける場合、離職した会社のみでの給付で賃金日額が算定され、算定対象期間は1年間の内、被保険者期間が通算して6か月以上必要であり、被保険者期間の算定は、1か月の間に基礎日数が11日以上又は労働時間80時間以上等の要件が必要になります。給付金の額は、高年齢被保険者と同じく被保険者であった期間が、1年未満は、30日。1年以上は、50日となっています。事業所を3社以上に雇用されている場合など要件によって喪失の手続きも変わってきます。

最後に、この制度は、65歳以上の労働者に限定して試行実施され、その効果等、施行後5年を目途に検証することになっています。

イラスト・木村武司

保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生するため、総支給額の1000分の3を労働者が負担し、1000分の6を会社が負担しなければなりません。もちろん、もう一つの事業所に対しても労使とも同じように雇用保険料の納付義務が発生します。そのパート社員が御社に申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されています。例えば、解雇した場合、労働紛争になり慰謝料や解決までの給与支払い、会社の信用にも影響が出る可能性も出てきます。